

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	東邦アセチレン株式会社
【英訳名】	Toho Acetylene Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀内 秀敏
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 佐古 慶治
【本店の所在の場所】	宮城県多賀城市栄二丁目3番32号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長堀内秀敏及び最高財務責任者佐古慶治は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響や発生可能性を考慮し決定しており、当社及び連結子会社9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の重要拠点については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社及び連結子会社4社を重要拠点としておりますが、主な理由は以下となります。

・連結売上高に占める各社の売上割合が、年度により変動する可能性が低く、過去の実績から連結売上高に大きな影響を与える拠点を継続的に評価できると判断したため。

なお、評価対象以外の連結子会社6社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的影響や発生可能性の観点から財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少であると判断し、内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループの主な事業は、主力となるセパレートガスや液化石油ガス、各種ガスに付随する溶接材料や器具器材等の販売活動であるため、事業目的に大きく関わる勘定科目を売上高、売掛金及び棚卸資産と定め、業務プロセス評価の対象としております。また、当社の生産品を連結子会社が販売し、各社が管轄する地域の営業指標を管理する際、最も重要となる科目が売上高であることから、売上高を重要な事業拠点の選定指標といたしました。

さらに選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを個別に評価対象に追加いたしました。

個別に評価対象に追加した業務プロセスについては、連結総資産に占める金額的重要性が大きく、評価に見積りの要素を有する科目として、有形固定資産、投資有価証券及び繰延税金資産を、それぞれ評価対象に追加し評価を行っております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。